

報告第7号

専決処分について報告の件（その1）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和4年7月22日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 567,095円
- 2 損害賠償の相手方 札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力ネットワーク株式会社
流通総務部長 赤坂 佳代子

令和4年6月24日 専決処分

説 明

令和4年3月6日午前9時50分頃、町道大成西二十号線を南から北にかけて除雪作業中、町道北大成線との交差点を右折した際、車両前部が電柱に接触し破損させたものであります。

位置図



事故発生状況図

